

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月11日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第39号

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

墨田区地域プラザ条例（平成24年墨田区条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1八広地域プラザの項中「大会議室」を「大会議室A、大会議室B」に、

外部コミュニケーションゾーン	芝生広場、遊具広場及び緑道	午前9時から午後9時まで	を
その他区長が必要と認める施設			

外部コミュニケーションゾーン	芝生広場、遊具広場及び緑道	午前9時から午後9時まで（別表第2第3号に掲げる日においては、午前9時から午後5時まで）	に改める。
その他区長が必要と認める施設		午前9時から午後9時まで	

別表第3 1八広地域プラザの部(1)本館の款大会議室の項中「2,600円」を「1,300円」に、「3,400円」を「1,700円」に改め、同項を同款大会議室Aの項とし、同項の次に次のように加える。

大会議室B	1,300円	1,700円	1,700円
-------	--------	--------	--------

付 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日以後の大会議室A及び大会議室Bの利用に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区地域プラザ条例の規定の例により行うことができる。